

議案第 6 2 号

琴浦町教育委員会ハラスメント防止要綱の制定について

琴浦町教育委員会ハラスメント防止要綱を制定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 5 条第 1 項の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 2 9 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田中 清治

令和2年琴浦町教育委員会訓令第5号

琴浦町教育委員会ハラスメント防止要綱

(目的)

第1条 この要綱は、琴浦町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管轄する職場におけるハラスメントの防止等に関し必要な事項を定め、もって相互に人権を尊重しあう良好な職場環境及び教育行政に対する信頼性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員 教育委員会事務局職員、町立学校及び町立学校以外の町教育機関の教職員(会計年度任用職員を含む。)
- (2) 職場 教職員がその職務を遂行する場所(出張先その他教職員が通常職務を遂行する場所以外の場所及び親睦会の宴席その他の実質的に職場の延長線上にあるものを含む。)をいう。
- (3) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等職場における本来の業務、指導、人材育成等の適正な範囲を超えて、相手の人格や尊厳を侵害するような嫌がらせ等を行い、それを受けた教職員の働く環境を悪化させたり、雇用について不安を与えたりすること(教職員が、職務上接する教職員以外の者(児童・生徒は除く。以下「教職員以外の者」という。)から受ける行為又は教職員以外の者に行う行為を含む。)をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び当該事案に起因し、教職員の職場環境が害されること並びに教職員が不利益な取扱いを受けることをいう。
- (5) パワー・ハラスメント 職務上の地位や人間関係などの優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、教職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、教職員の人格若しくは尊厳を害し、又は教職員の職場環境を悪化させる言動をいう。
- (6) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 職場において行われる次に掲げるものをいう。

ア 女性教職員が妊娠若しくは出産したこと又はこれらに起因する症状による勤務への影響に関する言動であって、当該教職員の就業環境を害するもの

イ 教職員が妊娠、出産、育児又は介護に関する制度を利用すること等に関する言動であって、当該教職員の就業環境を害するもの

(教育委員会の責務)

第3条 教育委員会は、健全な職場環境又は学習環境を確保するため、ハラスメントの未然防止及び排除に努めるものとする。

2 教育委員会は、研修会の開催、パンフレットの作成・配布等を通じて常にハラスメント防止に対する教職員の意識向上に努めるものとする。

3 ハラスメントの問題が生じた場合には、教育委員会は、被害者の救済を第一として誠実にその解決に当たるとともに、必要に応じて教育委員会全体の再発防止方策を講じるものとする。

(所属長の責務)

第4条 教職員を監督する地位にある者(以下「所属長」という。)は、所属職員がその能力を十分に発揮することができる良好な職場環境を確保するため、所属職員に対し、執務を通じた指導や研修会などによる意識啓発を行い、ハラスメントの防止に努めるものとする。

2 所属長は、ハラスメントやハラスメントに発展する可能性のある状況を把握した場合は、速やかに適切な対応を行わなければならない。

(教職員の責務)

第5条 教職員は、ハラスメントが単なる当事者の問題ではなく、職場全体及び教育行政全体の問題であり、かつ、人権侵害であるとの認識に立って、その防止に努めるものとする。

2 教職員は、現にハラスメントが発生していると認めるときは、所属長又は次条に規定する相談等窓口にご相談する等その解決に向け積極的に行動するものとする。

(相談等窓口の設置)

第6条 教育委員会は、ハラスメントに関する相談又は苦情(以下「相談等」という。)に対応するため、相談等窓口(以下「窓口」という。)を設置する。

2 窓口は、次の各号に掲げる教職員(以下「相談員」という。)をもって構成する。

(1) 教育委員会事務局所管課 あらかじめ課長が指名した職員

(2) 町立中学校 ハラスメント対策担当者(男女各1名)

(3) 町立小学校 ハラスメント対策担当者(男女各1名)

- 3 県教育委員会に、本町教職員によるハラスメントに関する相談等があった場合は、窓口にて当該相談等の内容を引き継ぐものとする。
- 4 相談員は、相互に連携・協力するとともに、第2項に規定する相談員の区分にかかわらず、相談等に当たるものとする。
- 5 窓口においては、ハラスメントによる直接の被害者だけでなく、他の教職員又は保護者等から相談等が寄せられた場合においても対応するものとする。
- 6 相談等に対応した相談員は、相談整理簿(別記様式)により、その内容を記録し、教育長に報告しなければならない。
- 7 相談員は、ハラスメントが生じている場合だけでなく、ハラスメントを未然に防止する観点から、その発生のおそれがある場合又はハラスメントに該当するか微妙な事案についても、相談等として受け付けるものとする。
- 8 ハラスメントを受けていると思う教職員及びハラスメントを受けている教職員以外の教職員でハラスメントを受けている教職員に相談等の申出をすることに関し同意を得た教職員は、第8条に規定する苦情処理委員会に申し出る前に窓口申し出なければならない。
- 9 前項の規定にかかわらず、ハラスメントの被害者が児童・生徒の場合における苦情処理委員会への申出手続等については、直接苦情処理委員会で受け付けることができるものとする。

(相談等の処理)

第7条 前条の規定により窓口相談等があった場合は、窓口において速やかに次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 関係機関と連携を図りながら事実確認の調査及び確認を行い、必要な是正措置及び再発防止策を講じること。
- (2) 事実の内容又は現状から判断し、必要と認めるときは、次条に規定する苦情処理委員会にその処理を依頼すること。

(苦情処理委員会の設置)

第8条 ハラスメントに関する相談等に対し、適切かつ効果的に対応するための苦情処理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、ハラスメントに関する相談等のうち、前条の規定によりその処理を依頼された事案について事実関係を調査し、その対応措置を審議し、及び必要な助言を行うものとする。
- 3 委員会は、次の各号に掲げる教職員をもって組織する。

- (1) 教育長
 - (2) 教育総務課職員 1名
 - (3) 教育総務課指導主事 1名
 - (4) 社会教育課職員 1名
 - (5) 人権・同和教育課職員 1名
 - (6) 教職員団体推薦者 1名
 - (7) その他必要と認める者 若干名
- (プライバシーの保護等)

第9条 ハラスメントに関する相談等の処理を担当する教職員及び委員は、関係者のプライバシーの保護及び秘密の保護を徹底し、特に被害者及び相談等を申し出た教職員が不利益な取扱いを受けないように留意しなければならない。

(対応措置)

第10条 窓口の教職員又は委員会による事実関係の調査の結果、ハラスメントの事実が確認された場合、教育委員会及び所属長は、必要に応じ懲戒処分を含む措置を講ずるものとする。

2 前項の事実確認の結果、懲戒処分が適当と判断された場合において、当該加害者が県費負担教職員である場合は、教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第38条の規定に基づき、鳥取県教育委員会にその内容等を内申するものとする。

(庶務)

第11条 この要綱に規定する事項に関する庶務は、教育委員会事務局所管課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年10月1日から施行する。

別記様式(第6条関係)

相 談 整 理 簿

| | | | | | | | | |
|-----------------------------------|--|--|---|---|-------|-------|---|-----|
| 相談日 | | | 年 | 月 | 日 () | 午前・午後 | 時 | 分から |
| | | | | | | 午前・午後 | 時 | 分まで |
| 相談者氏名 | | | | | 所属 | | | |
| 相談方法 | | | | | | | | |
| 相談場所 | | | | | | | | |
| 担当者名 | | | | | 相談者確認 | | | |
| 相談内容 [いつ・どこで・誰が・何を・どのように(具体的内容)等] | | | | | | | | |
| 対応状況 | | | | | | | | |
| 備 考 | | | | | | | | |

議案第 6 3 号

琴浦町フリースクール利用料補助金交付要綱の制定について

琴浦町フリースクール利用料補助金交付要綱を制定することについて、地方
教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 5 条第
1 項の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 2 9 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田中 清治

令和2年琴浦町訓令第 号

琴浦町フリースクール利用料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、琴浦町フリースクール利用料補助金(以下「補助金」という。)の交付について、琴浦町補助金等交付規則(平成16年琴浦町規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金は、不登校状態にある小・中学生がフリースクールへの通学を希望しても家庭の経済的な事情から通学ができない場合において、フリースクールの利用料の一部を助成することによって通学を支援し、もって基礎学力の補充、情緒の安定、集団生活への適応による学校復帰及び進学を促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童・生徒 学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、小学校、中学校又は特別支援学校に在学する者で、町内に住所を有する者をいう。
- (2) フリースクール 「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」に準拠し、鳥取県教育委員会により「本県で出席の扱いが考えられる学校外の施設」として通知されている学校以外の施設をいう。

(補助金の交付)

第4条 町長は、第2条の目的の達成に資するため、別表第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表第2欄に掲げる者(以下「補助対象者」という。)の保護者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、別表第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額に同表第4欄に定める率を乗じて得た額とし、同表第5欄に掲げる額を限度とする。

(交付申請等)

第5条 補助対象者の保護者(以下「申請者」という。)は、毎年度、琴浦町フリースクール利用料補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) フリースクールに入校していることが確認できる書類
- (2) 補助対象経費の金額及び納入期限が確認できる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 補助事業は、規則第4条ただし書に規定する場合に該当するものとする。

(着手届及び完了届を要しない場合)

第6条 着手届は、規則第10条第3項に規定する場合に該当するものとし、これを要しない。

2 規則第14条の規定による完了届は、これを要しない。

(交付決定)

第7条 規則第7条第1項の規定による通知は、琴浦町フリースクール利用料補助金交付決定通知書(兼概算払通知書)(様式第2号)によるものとする。

(実績報告)

第8条 規則第16条第1項の規定による報告は、琴浦町フリースクール利用料補助金実績報告書(様式第3号)によるものとする。

(概算払)

第9条 申請者が希望する場合、町長は、補助金の概算払を行うことができるものとする。

2 町長は、前項の規定による概算払を受けた申請者について、概算払額と実績額との間に過払いがある場合は、当該過払額の返還請求を行うものとする。

(退校時の届出)

第10条 補助対象者がフリースクールを退校した場合、交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、フリースクール退校届(様式第4号)により退校した旨を速やかに町長へ届け出なければならない。

(補助金の返還)

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付条件に違反したとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年9月29日から施行する。

別表(第4条関係)

| 1 補助事業 | 2 補助対象者 | 3 補助対象経費 | 4 補助率 | 5 補助限度額 |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------|
| フリースクールへの通学 | 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するフリースクールに通学する児童・生徒 (1) 世帯の県民税所得割額と町税所得割額の合計額が、257,500円未満であること。 (2) 世帯における町税等の滞納がないこと。 | フリースクールへ支払う費用のうち月々又は定期的に支払うこととされる定額の学費の一月当たりの負担額。ただし、入所費のほか、教材費、実習費等の実費負担に係る費用は含まないものとする。 | 10/10 | 2万円/月 |

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

琴浦町長 様

住所

申請者 氏名

印

電話番号

琴浦町フリースクール利用料補助金交付申請書

フリースクール利用料補助金の交付を受けたいので、琴浦町フリースクール利用料補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

| | |
|---------|---------------------------------------------------------------|
| 対象児童・生徒 | 住所 琴浦町 氏名 (学校在学) |
| フリースクール | 名称 所在地 電話番号 |
| 補助金申請額 | 円(利用料 年 月～ 年 月分) |
| 添付書類 | (1) 対象児童・生徒がフリースクールへ入校していることが確認できる書類 (2) 補助対象経費の金額が確認できる書類 |

納税状況確認同意書

私は、琴浦町フリースクール利用料補助金の申請に当たり、私及び私の世帯全員の町税等の納付状況について町長が確認することに同意します。

申請者 _____ 印

世帯員氏名 _____

住所
氏名 様

琴浦町長 印

琴浦町フリースクール利用料補助金交付決定通知書(兼概算払通知書)

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、下記のとおり決定したので、琴浦町フリースクール利用料補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

また、本補助金を下記とおり概算払しますので、あわせて通知します。

記

| | |
|---------|------------------------------------------------|
| 対象児童・生徒 | 住所 琴浦町 氏名 (学校在学) |
| フリースクール | 名称 所在地 電話番号 |
| 交付決定額 | 円 |
| 概算払金額 | 円 |
| 交付の条件 | 補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等にあたっては規則及び要綱の規定に従わなければならない。 |

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

琴浦町長 様

住所

氏名

印

琴浦町フリースクール利用料補助金実績報告書

年 月 日第 号による交付決定に係る事業の実績について、琴浦町フリースクール利用料補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

| | |
|---------|-----------------------------|
| 対象児童・生徒 | 住所 琴浦町 氏名 (学校在学) |
| フリースクール | 名称 所在地 電話番号 |
| 補助金 | 交付決定額 円 |
| | 実績 円 |
| | 概算払 円 |
| 添付書類 | 補助対象経費の支払状況が確認できる書類 |

様式第4号(第10条関係)

年 月 日

琴浦町長 様

住所

氏名

印

フリースクール退校届

琴浦町フリースクール利用料補助金の補助対象となっている児童・生徒がフリースクールを退校しましたので、届け出ます。

| | |
|----------|-----------------------------|
| 対象児童・生徒 | 住所 琴浦町 氏名 (学校在学) |
| フリースクール名 | |
| 退校日 | 年 月 日 |

議案第 6 4 号

琴浦町立小・中学校におけるタブレット端末使用規程の制定について

琴浦町立小・中学校におけるタブレット端末使用規程を制定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 5 条第 1 項の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 2 9 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田中 清治

令和2年琴浦町教育委員会訓令第 号

琴浦町立小・中学校におけるタブレット端末使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、琴浦町立小・中学校(以下「学校」という。)のタブレット端末の使用及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 タブレット端末は、学校の教育課程に則った学習の質・効果の向上及び学習内容の定着に資することを目的として使用する。

(管理責任者)

第3条 管理責任者は、学校長とする。

2 管理責任者は、タブレット端末を適正に管理するため、情報管理者を指名し業務を行わせることができる。

(管理責任者の責務)

第4条 管理責任者は、全てのタブレット端末が常に最良の状態で使用できるよう、管理場所を定め、適正に管理しなければならない。

2 管理責任者は、タブレット端末の使用が適正に行われるために、使用状況を把握し、必要に応じて指導助言を行う。

3 管理責任者は、タブレット端末の脆弱性を塞ぐために、アップデートを徹底し、常に最新の状態に保たなければならない。

4 管理責任者は、定期的にタブレット端末を確認し、不要なデータ等はその都度削除する。

5 管理責任者は、タブレット端末に障害・事故等が発生したときは、速やかに琴浦町教育委員会(以下「教育委員会」という。)に連絡しなければならない。

(使用者)

第5条 タブレット端末の使用者は、学校に在籍する児童、生徒又は教職員とする。

(使用者の責務等)

第6条 使用者は、タブレット端末の使用を適正に行うとともに、携帯中の毀損、紛失、盗難等の防止に十分注意しなければならない。

- 2 使用者が児童又は生徒であった場合、使用に当たってのタブレット端末の管理については、授業担当者又は担任が適正に行うものとする。
- 3 使用者は、タブレット端末にアプリをインストールすることができない。ただし、使用者が教員であり、かつ、次の各号に掲げる要件に全て該当し、管理責任者が適当と認める場合は、この限りでない。
 - (1) 第2条の目的を達成するために有益なものであること。
 - (2) 信頼できるものであること。
 - (3) 有料アプリが必要な場合は、管理責任者と協議すること。
- 4 使用者は、タブレット端末を校外に持ち出す場合には、事前に管理責任者の許可を得なければならない。この場合において、当該使用者は、速やかに目的地にタブレット端末を運ぶこととし、車内等に放置してはならない。
- 5 使用者が児童又は生徒であった場合、前項に規定する「使用者」は「授業担当者又は担任」と読み替えるものとする。

(適正利用)

第7条 管理責任者及び使用者は、タブレット端末の適正な使用のため、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)、著作権法(昭和45年法律第48号)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の関係法令を厳守しなければならない。

- 2 タブレット端末の使用に当たっては、次の各号に掲げる行為を禁止するものとする。
 - (1) 第2条の目的以外の使用
 - (2) 児童又は生徒による教員系ネットワークへの接続
 - (3) ID又はパスワードの漏洩
 - (4) 個人的なメールアドレス、クラウド用アカウント等の使用
 - (5) 個人のクレジットカード情報、iTunes情報等の個人情報の入力
 - (6) 利用が許可されていないファイルへのアクセス
 - (7) 不当又は児童若しくは生徒によるハードウェア・ソフトウェアの設定変更
 - (8) 児童又は生徒によるアプリインストール
 - (9) ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)の利用
 - (10) 学習上必要のあるサイト以外の閲覧

- (11) アプリ内課金
- (12) 不正な制限解除
- (13) その他情報セキュリティに脅威を及ぼすと判断される行為
(使用の停止)

第8条 管理責任者は、前条に規定する禁止行為を行った使用者に対し、改善するよう指導しなければならない。

- 2 前項の規定により指導を受けた者が再度の注意によっても改善が図られない場合は、管理責任者は、タブレット端末の使用を停止させることができる。
(事故報告等)

第9条 使用者は、次の各号に掲げる毀損、障害、事故等が発生した時は、琴浦町立小・中学校用端末機事故報告書(別記様式)により、管理責任者を通じて直ちに教育委員会に報告しなければならない。

- (1) タブレット端末を毀損若しくは紛失したとき又は盗難の被害にあったとき。
- (2) パスワードが第三者に漏洩した可能性があるとき。
- (3) タブレット端末が正常に動作しなくなったとき。
- (4) データの改ざん・抹消、不正使用、無権限者のアクセス、ウイルスの侵入その他それらのおそれのある事実を発見したとき。

(弁償責任)

第10条 故意による毀損、紛失、盗難等の事故その他の理由で、タブレット端末の全部又は一部が使用できなくなった場合、使用者は相当代価を弁償しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、相当代価を減額し、又は免除することができる。

- 2 タブレット端末の使用者が児童又は生徒であった場合、前項に規定する「使用者」は「使用者の保護者」と読み替えるものとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、タブレット端末の利用に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年 月 日から施行する。

別記様式(第9条関係)

琴浦町立小・中学校用端末機事故報告書

琴浦町教育委員会
教育総務課長様

琴浦町立 学校
校長 印

次のとおり、タブレット端末機について事故がありましたので報告します。

| | |
|----------------|-------|
| 氏名 | 端末機番号 |
| 日時 年 月 日 時 | 場所 |
| 損傷の詳細（損傷の場合のみ） | |
| 紛失・損傷した原因 | |
| 平素の取扱又は保管の詳細 | |
| 紛失・損傷発見後の措置 | |
| 管理責任者の意見及び参考事項 | |
| 適用 | |

議案第65号

琴浦町社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項並びに琴浦町社会教育委員に関する条例（平成16年条例第97号）第2条第2項の規定により次の者を委員に委嘱したいので、本委員会の同意を求める。

令和2年9月29日 提出

琴浦町教育委員会教育長 田中清治

1 社会教育委員の氏名等

| | 氏名 | 住所 | 生年 | 備考 |
|-----|-------|----------------|---------|--------------|
| 変更前 | 杉山 太郎 | 琴浦町徳万 737 番地 1 | 昭和 59 年 | 町 PTA 連合協議会長 |
| 変更後 | 鍛川 智哉 | 琴浦町八橋 278 番地 | 昭和 48 年 | 町 PTA 連合協議会長 |

※生涯学習センター運営審議会委員を兼ねる。

2 任期 令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 3 1 日